

## 鳥取県県土整備部週休2日工事試行実施要領

### 1 趣旨

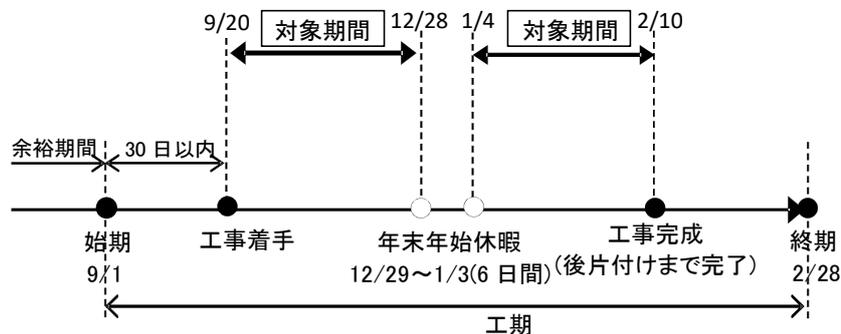
建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。

本要領は、県土整備部が試行する週休2日工事の実施に当たり必要な事項を定めたものの。

### 2 実施方法

- (1) 県土整備部が発注する全ての工事を対象とする。ただし、発注者が週休2日工事として相応しくないと判断したものは対象としない。
- (2) 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、「週休2日工事」である旨を現場説明書に明示する。
- (3) 発注者は、土曜日及び日曜日、国民の祝日並びに年末年始及び夏季休暇を現場閉所日（以下「休工日」という。）とすることを前提とした標準工期算定式により工期を設定すること。
- (4) 週休2日工事の対象期間は、工事着手日から工事完成日（後片付け期間含む）までとし、余裕期間、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象外とする。

【例】工期が始期9/1～終期2/28の工事の場合



- (5) 受注者は、週休2日工事の対象期間において、「週休2日相当の休工期」(4週8休以上)を確保すること。なお、天候等により休工期、作業日を振り替えた場合は休工期として認める。(1ヶ月単位でなくても、対象期間で週休2日相当の休工期を確保すればよい。)
- (6) 受注者は、工事着手までに、上記の条件を満たす工事工程表(対象期間において4週8休以上とした計画工程)を作成し、施工計画書において発注者に提出し、発注者と共有すること。
- (7) 受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工期においては休日又は休暇(以下「休日等」という。)を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導すること。
- (8) 受注者は、工事現場に週休2日工事であることを記載したPR看板を設置すること。
- (9) 受注者は、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難となった場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (10) 受発注者双方は、工事途中に条件変更等に伴う工期延伸を要する場合は速やかに工期延伸の協議を行い、受注者は見直し工事工程表を作成、提出し、発注者と共有すること。

### 3 実施確認

- (1) 受注者は、2(6)の工事工程表に基づき、別紙1を参考とし、対象期間と休工期の取得計画が確認できる休日等取得計画書(以下「計画書」という。)を作成し、発注者に提出すること。
- (2) 計画書の初回提出は、工事着手までに提出すること。それ以降の提出は、対象期間に変更が生じた場合に提出すること。
- (3) 受注者は、別紙2を参考とし、発注者に提出した計画書に基づく休工期の実績と対象期間が確認できる休日等取得実績書(以下「実績書」という。)を作成し、工期末の14日前までに提出すること。なお、発注者から実績書の提出を求められた場合は、その都度提出すること。

### 4 積算方法等

発注者は、4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で発注を行うこと。

実績書により対象期間において4週8休に満たない場合、発注者は精算時に現場の閉所状況(累計休工期率)に応じて、補正分を減額変更すること。

## 5 その他

週休2日工事において計画書どおりに休日等の確保が出来なかった場合も、工事成績の減点等（ペナルティ）は行わない。

### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年10月10日から施行する。

この要領は、令和2年5月10日から施行する。

この要領は、令和3年2月10日から施行する。

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

週休2日対象工事 事務手続きフロー

